

新見市一般廃棄物処理基本計画

計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度

概要版

令和 3 年 3 月

新 見 市

一般廃棄物処理基本計画について

計画策定の目的

本市では、平成 17 年 3 月 31 日の市町合併後、平成 19 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、一般廃棄物の処理に取り組んできています。その後、ごみ処理施設の長寿命化対策を進めるとともに、老朽化が進んでいるし尿処理施設の更新に取り組んでいくこととし、平成 24 年 3 月、平成 29 年 3 月に計画の見直しを行ってきました。

その後、国では平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されたほか、令和元年 5 月には「プラスチック資源循環戦略」が策定、令和元年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が施行されるなど、廃棄物を取り巻く動向は大きく変化しています。

この度、計画の最終年度を迎えることから、現行計画の目標の達成状況を評価するとともに、3R 推進による循環型社会の形成を目指し、更なるごみの減量・資源化を推進するために必要な取り組みを明らかにすることを目的とし、本計画の策定を行いました。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間とします。

計画の方向性

本市では、「第 3 次新見市総合計画」において、「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいみ」を将来都市像としています。この将来都市像を実現するための施策展開の方向性の一つとして「環境」を掲げ、「自然を守り、安らぎと潤いのある環境をつくる」としています。特に、廃棄物分野では、「全ての市民が、環境意識を高め低負荷・循環型社会への転換を目指す」としています。

本計画では、ごみ処理及びし尿処理体制の充実を図りながら、市民・事業所との協働により、循環型社会形成の推進を図ります。

■ごみ処理に関する基本的な方向性■

現在、本市では、ごみ焼却施設として、新見市クリーンセンター及び最終処分場として、新見市処理センターを維持管理しています。

新見市クリーンセンターについては、施設の老朽化に対処するため、平成 22 年度に施設の長寿命化計画を策定し、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて基幹的設備改良事業に取り組み、施設の延命化を図っています。また、新見市処理センターは、最終処分場の残余年数はあるものの、ごみ減量化などの施策及び、適正な管理・運営に努めていくことにより、最終処分場の延命に努めていきます。

■生活排水処理に関する基本的な方向性■

本市の生活排水処理については、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備が進むことで生活雑排水が適正に処理され、また、し尿及び浄化槽汚泥については、平成 28 年 8 月に竣工した、高度処理設備を備えた新見市衛生センターで処理することで、よりきれいな水が放流でき、河川等公共用水域の水質保全が図られています。

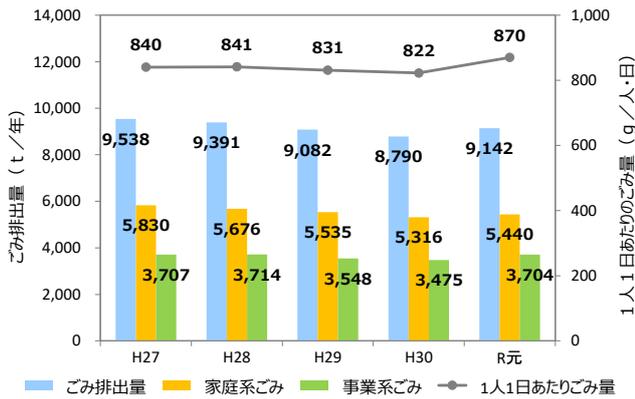
しかし、地域によっては、生活排水が未処理のまま水路等に排水されており、下水道等の施設整備を総合的に推進していきます。

ごみ処理基本計画

ごみ処理の現状

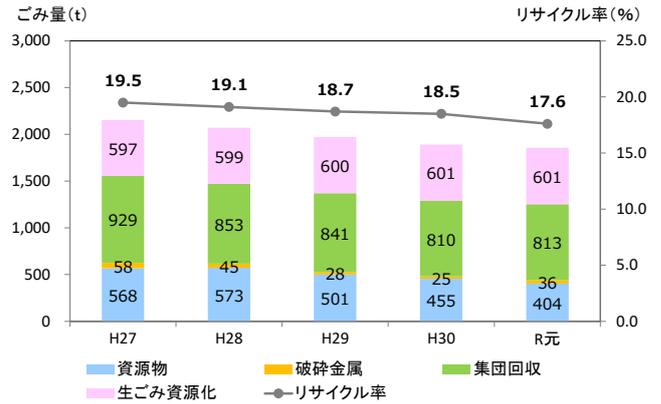
■ごみの排出量■

ごみ排出量、1人1日あたりのごみ排出量ともに近年は減少傾向で推移していましたが、令和元年度には9月に発生した水害に伴う災害廃棄物処理の影響もあり、増加しています。



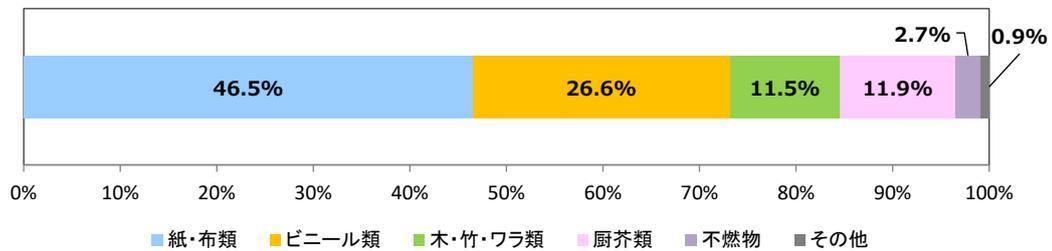
■資源化量とリサイクル率■

資源化量が近年は減少傾向で推移していることから、リサイクル率も低下傾向にあり、令和元年度には17.6%となっています。



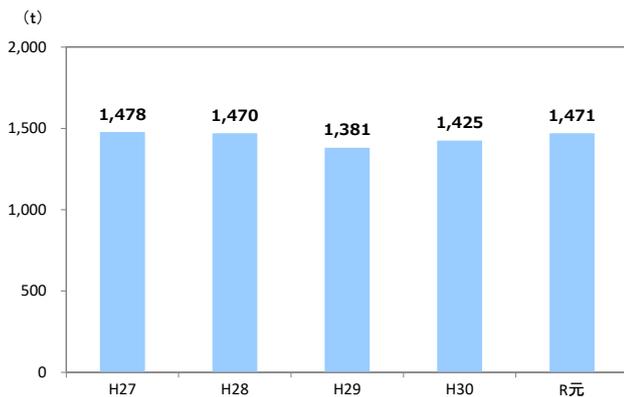
■ごみの性状（平成27年度～令和元年度の平均）■

過去5年間の平均では、可燃ごみの中では紙・布類が46.5%で最も多く、次いでビニール類が26.6%、厨芥類（生ごみ）が11.9%、木・竹・ワラ類が11.5%などとなっています。



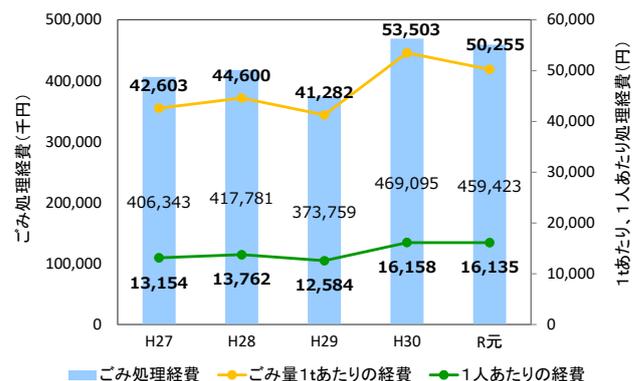
■最終処分量■

新見市処理センターで処理される最終処分量は、近年は減少傾向で推移していましたが、令和元年度には災害廃棄物処理の影響もあり、増加しています。



■ごみ処理経費■

ごみ処理経費は、平成30年度に増加し、令和元年度には約4億6千万円となっています。また、ごみ量1tあたりでは約5万円、1人あたりでは約1万6千円となっています。



ごみ処理に関する目標

ごみ排出量は今後も減少傾向が見込まれますが、ごみ排出量以上に人口が減少する予測となっているため、ごみ排出量原単位（1人1日あたり排出量）は増加する見込みです。

また、家庭系ごみの割合が全体の約6割を占めており、市全体のごみ排出量を削減するためには家庭系ごみの削減が効果的であること、事業系ごみは景気動向や事業活動等の影響により年度によって変動が想定されることから、本計画では家庭系ごみの排出量原単位について目標を設定します。

家庭系ごみの排出量原単位については、人口減少の影響により今後も増加傾向が見込まれますが、更なる減量化に取り組むことで、令和元年度と同水準を維持することを目指します。

リサイクル率について、資源物は今後も減少傾向が見込まれますが、分別の徹底など、更なるリサイクルの推進により、資源物を令和元年度と同水準を維持することで、リサイクル率20%を目指します。

ごみ減量化

令和12年度における家庭系ごみの排出量原単位（1人1日あたり排出量）について、令和元年度と**同水準を維持**します。

資源化促進

令和12年度におけるリサイクル率を**20%**とします。

最終処分量

令和12年度における最終処分量を、令和元年度比で**15%削減**します。

市民の取り組み

■ 分別の徹底 ■

現在実施している4種16分別について、更なる分別の徹底を推進し、適正なごみ分別に努める。

■ 生ごみ処理容器導入 ■

生ごみ処理容器を導入し生ごみの堆肥化を行い、ごみ減量化及び資源化に努める。

■ 商品購入時におけるごみ発生抑制 ■

不要なものを買わない、買いすぎない、耐久性に優れた商品を購入するなど、ごみが発生しにくい消費を心がける。

■ リユースの促進 ■

不要物をすぐごみとして廃棄するのではなく、フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用し、再利用を進める。

■ 生ごみの水切りの励行 ■

三角コーナー等を活用し、生ごみの水分量を減らし、排出ごみの重量削減に努める。

■ マイバッグの使用の徹底 ■

使い捨てとなりやすいレジ袋の削減のため、マイバッグを携帯し、ごみ発生量の削減を進める。



■ 集団回収の促進 ■

PTAや地域団体が実施する集団回収に積極的に協力する。

■ 過剰包装の抑制 ■

商品の選択時に簡易包装商品や詰替可能商品を優先し、購入時にはできるだけ過剰包装を断る。

■ 製品の長期利用 ■

家具や電化製品など、必要な手入れや修理などを行うことにより、長期利用に努める。

■ 食品ロスの削減 ■

買いすぎない、食材を使い切る、食べ切るなど、食べ物のむだをなくし食品ロスを減らすためのライフスタイルを実践することで、食品ロスの削減に努める。

■ プラスチックごみの削減 ■

詰め替え用品の活用、マイボトルの使用など、使い捨てプラスチック製品を使用しない生活を心がける。



事業者の取り組み

■ 事業活動でのごみ減量化・資源化の推進 ■

事業活動において、ごみの減量化や資源化を心がけ、ごみを出さない環境にやさしいビジネススタイルを実践する。

■ ごみ適正処理マニュアルの作成 ■

適切な資源化・廃棄を行うため、各事業者の形態に合わせた独自の処理マニュアルを作成するよう努める。

■ 過剰包装の抑制 ■

商品の製造・加工・販売にあたり、過剰な容器包装の使用を避け、または再利用・資源化可能なものを選択するなど過剰包装の抑制に努める。



■ ごみ排出量の把握 ■

自ら排出するごみについて、適切な資源化・廃棄を行うため、排出量を自ら把握するよう努める。

■ 発生源としてのごみ発生抑制 ■

商品製造・運搬・販売にあたり、原材料の選択や各種工程などにおけるごみ発生抑制に努める。

■ 社員教育の実施 ■

ごみ分別の徹底、適正処理等を推進するため、社内教育活動を実施するなど、社員の理解を深める取り組みに努める。

行政の取り組み

■ 分別回収の促進 ■

現在実施している4種16分別について、更なる分別の徹底を啓発する。

■ 集団回収の促進 ■

ごみの資源化・減量化及び収集運搬経費の削減のため、「ごみ減量化協力団体報奨金」制度を実施しており、更なる参加団体の募集及び回収量の増加を図る。

■ ごみ処理手数料の検討 ■

家庭系ごみは指定ごみ袋により、事業系ごみは従量制によりごみ処理手数料を徴収している。今後も、ごみの発生抑制、資源化推進のため、事業者においては自ら処理することを推進するため、適正なごみ処理手数料・徴収方法等の設定の検討を継続していく。

■ 環境教育の充実 ■

これまで、小学4年生を対象とした環境教育事業「ごみの行方」や平成28年度からは「ごみ分別出前講座」など、環境教育に取り組んでいる。今後も継続して幅広い世代を対象とした環境教育を推進していく。

■ 市民団体との協働 ■

これまでも、環境に関する活動を行う団体と協働により、市内清掃活動や3R促進啓発活動などを行っている。今後も更なる充実を図るとともに、市民団体等の育成に努める。

■ マイバッグ運動の推進 ■

マイバッグ運動を市内各事業者と協力し、可燃ごみの減量化を図る。

■ プラスチックごみ削減の推進 ■

レジ袋や使い捨てプラスチック製品などの使用削減について市民に啓発することで、プラスチックごみの削減を図る。

■ 食品ロスの削減 ■

食品ロスの発生を抑制するため、食品ロスを減らすためのライフスタイルについて情報提供や啓発を行うなど、食品ロスに対する市民や事業者の意識の向上を図る。

■ 事業系紙類の資源化促進 ■

事業系紙類は内部情報等が含まれており、未だ焼却処理されているものが多い。民間リサイクルルートに関する情報提供を行うことにより、事業者による紙類の資源化を促進する。

■ 拠点回収施設の検討 ■

資源物の収集契機増加のため、常設の拠点回収施設設置を検討し、リサイクル率の向上に努める。

■ 意識の醸成 ■

地球環境の保全につながる低負荷・循環型社会の必要性について情報発信に努め、ごみ減量化・資源化等に対する意識の向上を図る。

行政の取り組み

■ごみ箱設置促進■

市内中心部の一部においては、未だにごみ箱が設置されず、路上に野積みでごみが排出されている。景観上や公衆衛生保全のためにも、ごみ箱設置補助制度を活用したごみ箱の設置を促進する。

■不法投棄対策■

不法投棄監視員による不法投棄パトロールを継続するとともに、住民等への普及啓発を推進し、ポイ捨て等のないきれいなまちづくりを進めていく。



ごみ処理施設整備方針

今後は、現状施設の長寿命化を図りながらも、その先の方針としてごみ処理広域化について検討を行います。本市は、現在、高梁市、真庭市、新庄村、吉備中央町とともに広域ブロック（高梁ブロック）を形成しています。平成28年2月には、高梁ブロックの協定自治体において、地震や豪雨等による災害により発生した単独では対応できない廃棄物などの処理について、広域的な支援体制を確保するため、「災害時等の廃棄物処理に関する相互支援協定」を締結しています。

将来のごみ処理方法

■収集対象■

収集対象地域は行政区域全域とし、家庭系ごみを対象とします。ただし、引っ越し等により一時的に多量に排出されるごみについては収集を行いません。事業系ごみについては、排出者自らの責任において処理するものとし、収集を行いません。

分別区分については、当面現状の区分により行うこととしますが、資源化の取り組み拡大や新たな資源化施策の実施にあわせて随時変更の検討を行います。

■収集運搬体制■

収集運搬体制、収集方式、収集頻度及び排出方式は、当面現状を維持します。

■事業系ごみの取扱い■

自己搬入もしくは許可業者への委託による搬入によるものとします。なお、搬入検査等により、分別区分の徹底による処理不適物混入の防止を図るものとします。

■中間処理体制・最終処分体制■

中間処理体制・最終処分体制については、現有する新見市クリーンセンター及び新見市処理センターを活用することとし、両施設の延命を図りながら適正な処理を行います。

なお、今後の処理体制については、ごみ処理広域化の検討状況などを踏まえ、施設整備等の検討を進めていきます。

■特別管理一般廃棄物、適正処理困難物の処理■

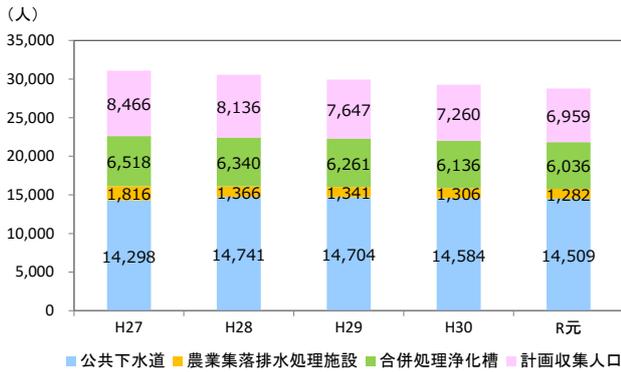
医療系廃棄物や水銀灯など、人体や環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある廃棄物や、ブロックやタイヤをはじめとする適正な処理が困難な廃棄物については、市として収集・処理を行わないものとなりますが、その適正な処理方法について周知徹底を図っていきます。

生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状

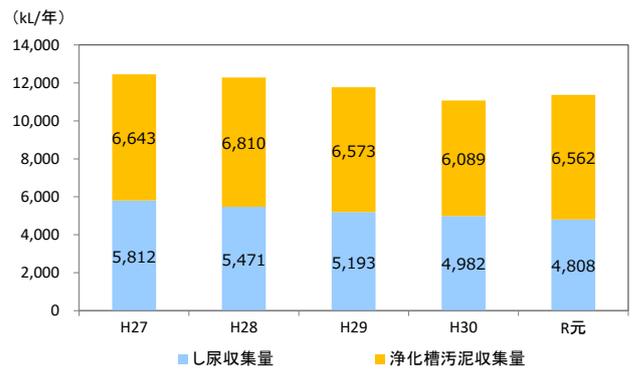
■ 処理形態別人口 ■

公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備により、非水洗化人口が減少しています。なお、水洗化・生活雑排水処理人口は、近年減少傾向で推移していますが、計画処理区域内人口に占める割合は増加しています。



■ し尿等の発生量 ■

し尿及び浄化槽汚泥収集量については、公共下水道、農業集落排水処理施設の整備により、し尿収集量は減少していますが、浄化槽汚泥収集量はほぼ横ばいで推移しています。



生活排水処理に関する目標

目標年次における生活排水の処理形態別人口の内訳、し尿及び浄化槽汚泥処理量は以下のとおりです。

区分	令和元年度	令和12年度 (目標年次)
計画処理区域内人口	28,786 人	21,995 人
水洗化・生活雑排水処理人口	21,827 人	21,899 人
公共下水道	14,509 人	15,297 人
農業集落排水処理施設	1,282 人	826 人
合併処理浄化槽	6,036 人	5,776 人
非水洗化人口	6,959 人	96 人

区分	令和元年度	令和12年度 (目標年次)
し尿	13.17 kL/日	0.19 kL/日
浄化槽汚泥	17.98 kL/日	17.47 kL/日
合計	31.15 kL/日	17.66 kL/日



生活排水の処理計画

公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設、合併処理浄化槽を検討していく地域については、地区の特性、周辺環境、水源地の保全、地区の要望等から各集落のコミュニティを最小単位としてユニット及び地域を定め、処理方法は、地区の生活形態ならびに、地区の要求度から処理方法を定めます。

すでに整備された地区及び計画が定められている地区は、その計画どおりとします。

し尿・汚泥の処理計画

■ 収集・運搬計画 ■

〔生活環境の向上〕

市民その他から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を環境衛生に配慮し、速やかに収集・運搬することにより、市民サービスの維持向上に努めます。

〔適正な管理の徹底〕

浄化槽の適正な使用方法、維持管理、定期点検、清掃の徹底等の指導を強化することにより正常な機能を維持します。

■ 中間処理計画 ■

し尿・汚泥の中間処理は、公衆衛生の向上と水環境を保全する上で重要な処理工程であり、中間処理に関する基本方針は、市内全域から発生するし尿及び汚泥の全量処理を基本として、し尿・汚泥の質的变化、量的変化に対応できるよう衛生的な処理を推進することとします。

なお、新施設は高負荷脱窒素処理方式＋高度処理方式によって衛生的に処理されています。

■ 資源化計画 ■

新見市衛生センターから発生した汚泥については脱水後に場外搬出（委託処理）し、最終的には堆肥化されています。よって、汚泥の最終処分は、現状どおり場外搬出を行い、循環型社会の推進を目的として汚泥のリサイクルに取り組むものとしてします。

■ 市民に対する広報・啓発活動 ■

生活排水処理は、将来的には公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併浄化槽等によりすべて処理することが目標であることから、市民に対して生活排水対策の必要性や重要性を更に周知するため、広報・啓発活動を実施していきます。

- 公共下水道、農業集落排水処理施設の供用開始地区における未接続世帯に対する接続指導
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への交換、または生活排水処理施設増設の指導
- 浄化槽の清掃及び定期的な保守点検・定期検査の指導
- し尿、生活雑排水への異物混入防止の普及啓発



合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の違い

出典：「浄化槽による地域の水環境改善の取組み」（環境省）

■ 諸計画との関係 ■

公共下水道整備計画、合併処理浄化槽設置整備計画、地域の生活排水関連施設整備計画との整合を調整し、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとしてします。

また、地域の開発計画等の策定に際しては、生活排水処理基本計画にもとづく生活排水の適正処理を指導していきます。